

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市印鑑条例の一部を改正する条例

町田市印鑑条例（昭和４９年１２月町田市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
目次 第１章・第２章 略 第３章 印鑑登録の証明（第１７条—<u>第２１条</u>） 第４章 雑則（<u>第２２条—第２５条</u>） 付則 （自動交付機による印鑑登録証明書の<u>申請等</u>） 第２０条 第１８条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>次条第１項</u>において「番号法」という。）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。<u>以下「認証法」という。</u>）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（<u>認証法</u>第１６条の２第１項に規定する移動端末設備であって、<u>認証法</u>第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、自動交付機（町田市の<u>機関の使用に係る</u>電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	目次 第１章・第２章 略 第３章 印鑑登録の証明（第１７条—<u>第２０条</u>） 第４章 雑則（<u>第２１条—第２４条</u>） 付則 （自動交付機による印鑑登録証明書の<u>交付</u>） 第２０条 第１８条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）又は移動端末設備（<u>同法</u>第１６条の２第１項に規定する移動端末設備であって、<u>同法</u>第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、自動交付機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の申請等)

第21条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードであって、認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書を記録したものに限る。）を利用して、電子情報処理組織（町田市の機関の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、町田市規則で定める方法により印鑑登録証明書を交付するものとする。

(関係人に対する質問)

第22条 略

(閲覧の禁止)

第23条 略

(町田市行政手続条例の適用除外)

第24条 略

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、町田市規則で定める。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、前条の規定にかかわらず、自動交付機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

(関係人に対する質問)

第21条 略

(閲覧の禁止)

第22条 略

(町田市行政手続条例の適用除外)

第23条 略

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、町田市規則(以下「規則」という。)で定める。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。